

戦後広島県教育の足跡

—教育委員会事務局文書より—

平成 31 年 1 月 19 日（土）～平成 31 年 3 月 16 日（土）

現在、教育委員会は、地域の教育等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置され、首長から独立した行政委員会として位置付けられています。広島県においても同様に、「広島県教育委員会は教育長及び 5 人の教育委員で組織され、教育における重要事項や基本方針を、合議により審議、決定し、それに基づいて教育長が具体的な事務を執行しています。また、その事務処理を行う組織として事務局が設置されています。」（広島県教育委員会HPより）

広島県教育委員会は昭和 23（1948）年 11 月 1 日に発足しました。同年 7 月 15 日に「教育委員会法」が公布されてわずか 3 か月足らずでの発足となり、平成 30（2018）年 11 月で 70 年目を迎えています。当時の「教育委員会法」に基づく都道府県教育委員会の性格は、「教育行政機関として、教育機関の管理、組織編制、教職員の人事管理、社会教育、学芸文化に関する事務などの広範囲な権限を行使する機関」とされています。

広島県では、昭和 23 年 10 月 5 日に第 1 回教育委員選挙が実施され、6 人の教育委員が当選し、県議会から 1 人を加えた 7 人で構成され、教育長には教育部長が任命されています。同時に文部省試案等を参考に総務・教職員・指導・管理・社会教育・調査統計・保健厚生 の 7 課と弘報室、14 の地方出張所が配置され、教育委員会事務局が組織されました。その後、昭和 27（1952）年 11 月 1 日には、全ての都道府県及び市町村に教育委員会が設置されました。しかし、この頃には既に文部省による教育委員会制度の制度改革が進められ始め、昭和 31（1956）年 10 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が施行されました。これにより、①これまで直接公選制で選出されていた教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する任命制に変更され、②都道府県の教育長は文部大臣の、市町村の教育長は都道府県教育委員会の承認を得て教育委員会が任命することになり、③予算・条例の原案送付権が廃止されました。こうして任命制による教育委員会が誕生しました。やがて平成に入り地方分権改革が進むなかで、教育委員会制度の在り方についての議論がなされましたが、平成 18（2006）年の教育基本法の改正に伴い、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を含む教育三法は改正され、平成 20（2008）年 4 月 1 日に施行されました。これにより教育委員会制度の問題点を踏まえた上で、教育委員会制度そのものは堅持しつつ、教育委員会の責任体制の明確化が図られ、教育における地方分権がより推進されるように配慮されるようになりました。

今回は、平成 28（2016）年に当館に受け入れた教育委員会事務局文書を中心に、昭和 20 年代～40 年代の広島県教育委員会関連の資料を紹介します。戦後広島県教育の足跡を見つめてください。

（担当：三浦 豊）

【教育委員会事務局文書】

平成 24（2012）年公文書管理法の制定を踏まえ、広島県ではこれまで文書の保存年限が「長期（永年）」とされた文書は保存年限を 30 年と読み替えることになりました。このうち既に 30 年を経過した文書については、原則文書館へ移管することとなり、これにより教育委員会事務局の長期保存文書が平成 30（2018）年現在、769 件移管されています。簿冊の内訳として、作成年度については昭和 22（1947）年～昭和 60（1985）年で、昭和 20 年代 93 冊、昭和 30 年代 99 冊、昭和 40 年代 166 冊、昭和 50 年代 276 冊、昭和 60 年代 9 冊、年代不詳 126 冊です。また内容については、法令・法規・例規、叙位叙勲、教育委員会関係、学校設置廃止、職員人事、認定講習関係、処分取消請求、文化財保護関係、公民館関係、公益法人許認可など多岐にわたります。

1 広島県教育委員会の発足関係文書

広島県教育委員会は昭和 23 (1948) 年 11 月 1 日に発足し、これに先立ち、同年 10 月 5 日の第 1 回広島県教育委員会選挙では、6 名 (幸野吉人、佐伯鼎、福島義圓、迫千代子、日和守男、原田好登) の教育委員が選出され、県議会議員 1 名 (仁田竹一) を併せ 7 名の教育委員により教育委員会は構成され、教育長には教育部長の職にあった梶川裕が任命された。同時に総務・教職員・指導・管理・社会教育・調査統計・保健厚生 の 7 課と弘報室、14 の地方出張所を配置し、教育委員会事務局が組織された。

1-1 広島県教育委員会公布式 (教育委員会事務局文書 386 所収)

「事務局組織」には、広島県教育委員会発足にいたる組織や条例などの準備に関する資料が綴られている。広島県報 (第 2483 号 / 昭和 23 年 11 月 12 日) に掲載の広島県教育委員会規則第 1 号には、広島県教育委員会公布式は昭和 23 (1948) 11 月 1 日とあり、広島県教育委員会が正式に発足した。



▲広島県報 (昭和 23 年 11 月 12 日)

1-2 第 1 回広島県教育委員選挙の新聞記事

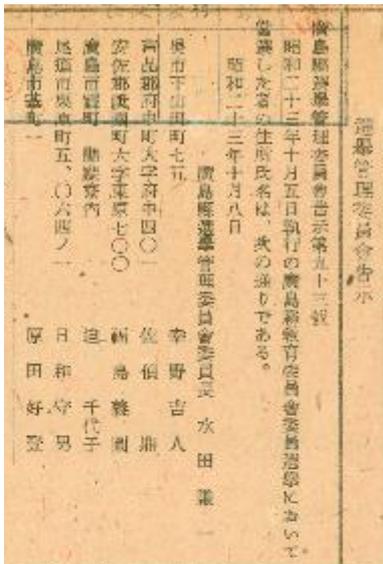
(『中国新聞』昭和 23 年 10 月 6 日)

第 1 回広島県教育委員選挙は 9 月 5 日告示され、10 月 5 日に実施された。翌 6 日には候補者 16 人の得票数 (6 日 3 時現在) が掲載されている。新聞には「棄権率四割七分」とあり、一般の関心が薄いことが分かる。10 月 8 日は当選者 6 名が確定した。また、教育委員の任期は 4 年、2 年があり、第 2 回広島県教育委員会委員選挙は昭和 25 (1950) 年 11 月 10 日、第 3 回広島県教育委員会委員選挙は昭和 27 (1952) 年 10 月 5 日に実施された。

1-3 広島県教育委員当選者

広島県報 (県行政資料 1010-2010-1316 所収)

第 1 回広島県教育委員選挙の当選者が掲載されている。教育委員の定数は 7 名で、内 1 名は県議会議員が務めたため 6 名の教育委員が当選している。



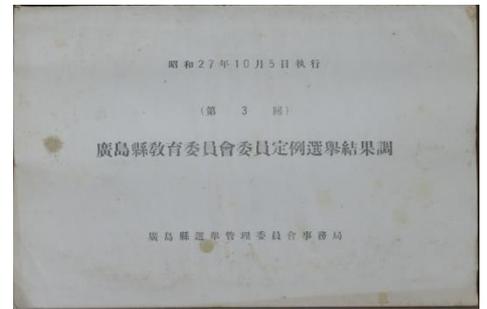
▲広島県報 (昭和 23 年 10 月 8 日)



▲『中国新聞』 (昭和 23 年 10 月 6 日)

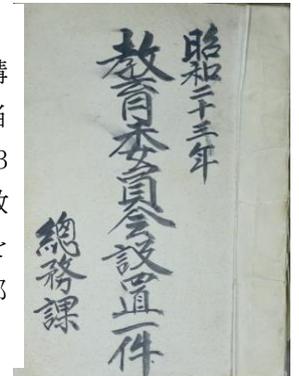
1-4 (第3回) 広島県教育委員会委員定例選挙結果調
(山野村役場文書 199607-1063)

昭和27(1952)年10月5日に実施された、第3回広島県教育委員会委員選挙の結果を今後の参考するために広島県選挙管理委員会事務局が作成したものである。同冊子には、広島県教育委員会委員候補者選挙公報があり候補者の公約などを伺うことができる。

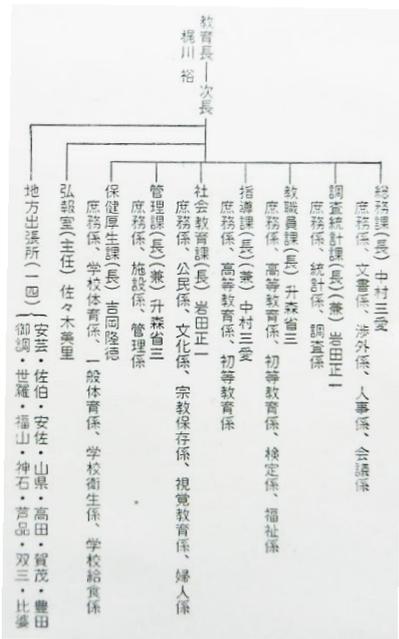


1-5 教育委員会事務局機構 (教育委員会事務局文書 391 所収)

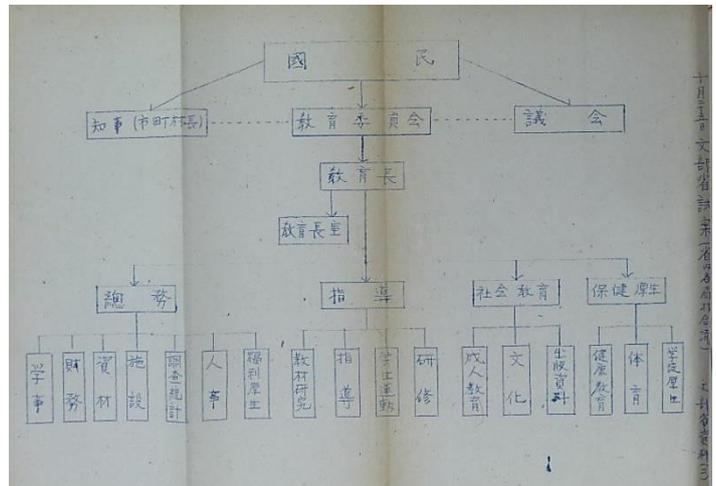
広島県教育委員会事務局は広島県教育委員会発足と同時に組織されたが、事務局機構設置までに、文部省試案、GHQ/CIE 試案、中国地方および広島軍政部民間情報教育担当官(後の民間教育担当官)のヘイガー(Rober. M. Hager)試案などを参考とし、昭和23(1948)年11月1日に「広島県教育委員会運営規則」を定めた。これにより総務・教職員・指導・管理・社会教育・調査統計・保健厚生 の7課と弘報室、14の地方出張所を配置し、所管事項にあたった。「教育委員会設置一件」には、事務局機構案として文部省案、GHQ案、ヘイガー案が示されている。



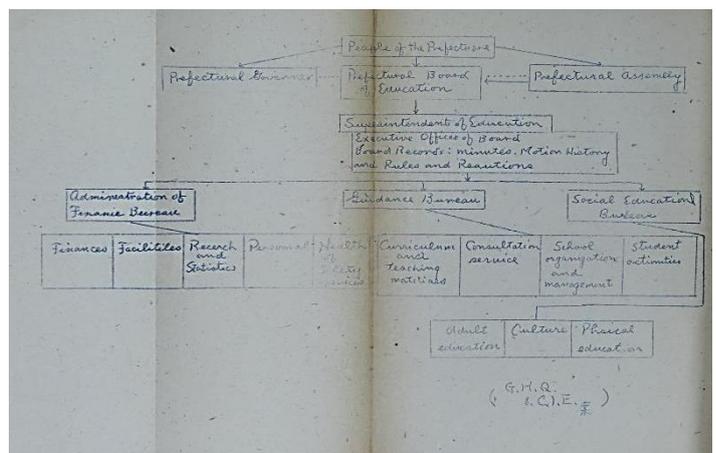
▼【広島県教育委員会事務局機構】
(昭和23年11月1日発足時)
『広島県教育委員会30年の歩み』



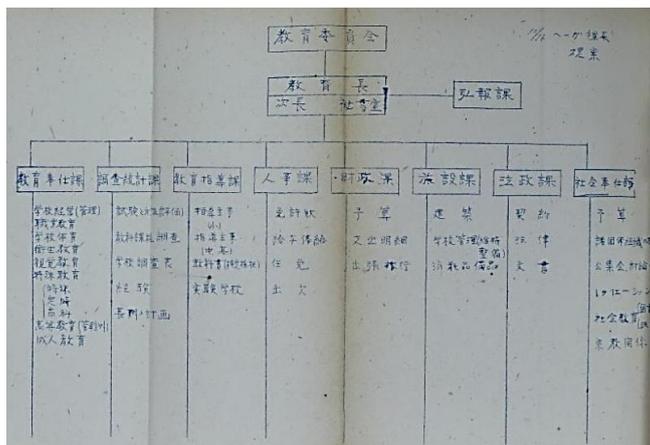
▼教育委員会事務局機構【文部省案】



▼教育委員会事務局機構【GHQ/CIE 試案】



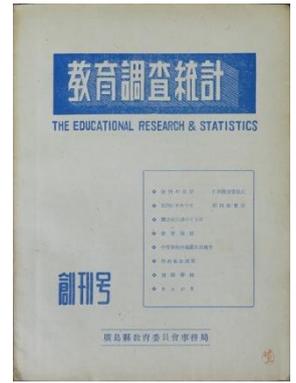
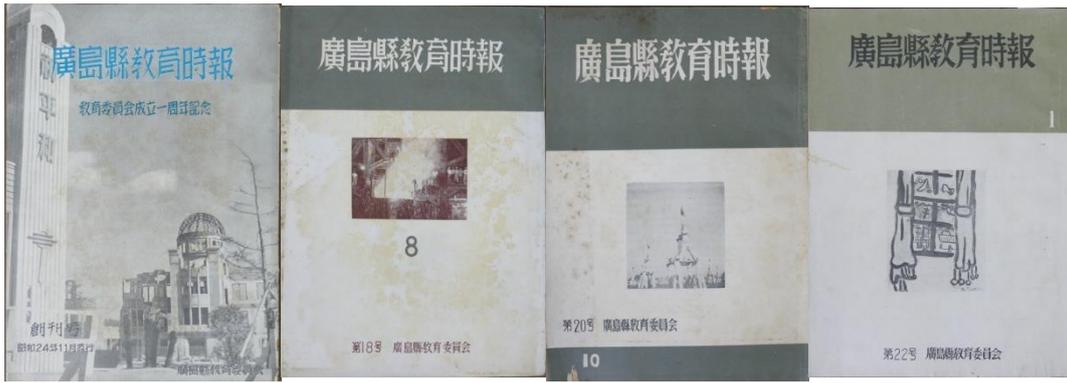
▼教育委員会事務局機構【ヘイガー試案】



発足時の教育委員会事務局機構は、広島県内状況を十分に把握していたヘイガー試案がベースになっていると考えられる。

1-6 広島県教育委員会発行の冊子類（村上弑資料 20011-280, 371, 372, 927-4, 927-6）

広島県教育委員会の広報誌「広島県教育時報」（昭和24年創刊）、「教育調査統計」（昭和24年創刊）。



▲広島県教育時報（左から創刊号，第18号，第20号，第22号）

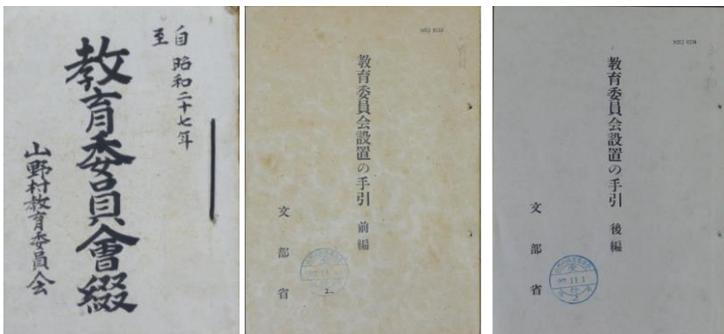
▲教育調査統計（創刊号）

2 市町村教育委員会の発足関係文書

昭和27（1952）年10月5日に実施された教育委員選挙により，市町村の教育委員が選出され，すべての都道府県及び市町村に教育委員会が設置された。広島県では，昭和25（1950）年に教育委員会を設置済みの広島市を含むすべての市町村に教育委員会が誕生した。

2-1 市町村教育委員会設置（山野村役場文書 199607-4648 所収）

昭和27（1952）年9月8日「市町村教育委員会の設置について」（文初地第700号）をはじめ，「地方教育委員会設置事務打合会々議説明資料」（昭和27年9月10日配付 広島県教育委員会事務局），『教育委員会設置の手引 前篇』・『同 後編』（文部省），「広島県教育広報」等が綴られており，教育委員の公選や条例制定など，1か月余りで準備され，同年11月1日の山野村教育委員会発足にいたる過程がわかる資料である。



2-2 市町村教育委員会発足の新聞記事
（『中国新聞』昭和27年11月1日）



教育委員会制度の概要

地方教育委員会設置方式

現狀	一	二	三	四	五	六
現狀	A村	A村 B村	A村 B村	A村 AB組合 B村	AB組合 B村 C村	A村 B村
方式一	A村	A村 B村	A村 B村	A村 AB組合 B村	AB組合 B村 C村	A村 B村
方式二	A村	A村 B村	A村 B村	A村 AB組合 B村	AB組合 B村 C村	A村 B村
備考						

▲広島県教育広報（4面）（昭和27年9月15日）

3 任命制教育委員会発足

昭和 31 (1956) 年 10 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が施行され、これにより①これまで直接公選制で選出されていた教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する任命制に変更され、②都道府県の教育長は文部大臣の、市町村の教育長は都道府県教育委員会の承認を得て教育委員会が任命することになり、③予算・条例の原案送付権が廃止されました。こうして任命制による教育委員の教育委員会が発足した。

3-1 任命制教育委員の根拠となる法律

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、第 4 条 2 項に「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」と定められている。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）】

第二章 教育委員会の設置及び組織

第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議

(設置)

第二条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第二十一条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

(組織)

第三条 教育委員会は、教育長及び四人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び五人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び二人以上の委員をもつて組織することができる。

(任命)

第四条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の六第二項第二号及び第五項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

第五条 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

3-2 教育委員の任命の新聞記事

『中国新聞』昭和 31 年 10 月 2 日

昭和 31 年 10 月 1 日、広島県新教育委員は奥久登、鈴木術、広瀬ハマコ、小島良一、板倉秀の 5 人が任命された。同時に前教育長の梶川裕が教育長に再度任命され、教育委員会はあらたな段階を迎えた。



4 新制高等学校等の設置に関する文書

昭和 22 (1947) 年 3 月, 中等学校令が廃止され, 学校教育法の施行に伴い, 高等学校は義務制中学校の後期 3 か年に相当する中等教育機関として位置付けられた。広島県においても昭和 23 (1948) 年 5 月 3 日, 県立 53 校・市町村立 21 校・私立 31 校の新制高等学校を発足させた。

4-1 学校一覧表／県立中等学校 (教育委員会事務局文書 610)

新制高等学校以前の状況を把握するための県内学校一覧表である。各学校から提出された一覧表 (教職員名・生徒数等) が一緒に綴られている。

学校種別	公立			私立			計		
	校数	職員数	生徒数	校数	職員数	生徒数	校数	職員数	生徒数
中学	16	478	12,912	1	29	771	17	224	9,288
高女	20	338	16,168	23	323	8,202	21	457	16,574
商業	1	40	1,092	1	51	578	2	91	2,555
工業	7	213	4,172	4	114	2,938	5	106	2,613
農業	3	12	1,666	1	21	622	4	62	2,310
音楽	1	18	205	1	22	115	2	40	320
合計	59	1,455	40,629	31	532	13,174	45	932	32,779

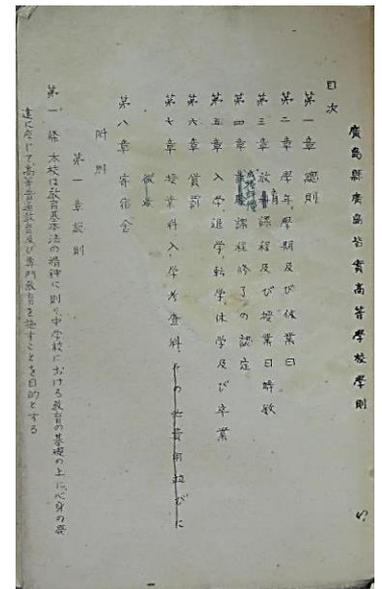
▲一覧表 (部分) 学校一覧に校長名の記入あり

▲集計表 昭和 20 年 4 月 30 日現在の記載あり

4-2 県立学校学則 (試案) (教育委員会事務局文書 519)

昭和 24 (1949) 年に再編成により設置された高等学校学則 (試案) の綴である。学校番号順に編綴され, 学校番号 1 番の広島皆実高等学校の学則が最初に綴られている。その後, 昭和 28 (1953) 年 6 月に広島県立高等学校学則が制定された。

広島皆実高等学校	大竹高等学校	世羅高等学校
広島国泰寺高等学校	津田高等学校	松永高等学校
広島観音高等学校	大柿高等学校	沼南高等学校
広高等学校	可部高等学校	神辺高等学校
呉宮原高等学校	加計高等学校	府中高等学校
呉三津田高等学校	八重高等学校	戸手高等学校
三原高等学校	吉田高等学校	油木高等学校
尾道東高等学校	向原高等学校	上下高等学校
尾道北高等学校	西条高等学校	三次高等学校
尾道西高等学校	竹原高等学校	塩町高等学校
福山東高等学校	本郷高等学校	比婆西高等学校
福山南高等学校	忠海高等学校	東城高等学校
海田高等学校	大崎高等学校	瀬戸田高等学校
音戸高等学校	市高等学校	広島県ろう学校
廿日市高等学校	土生高等学校	

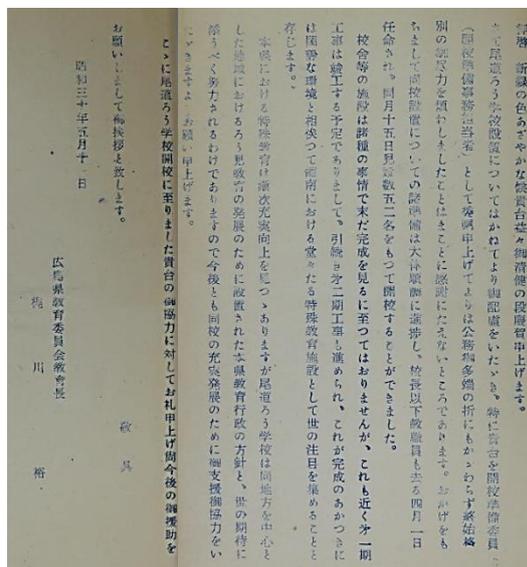
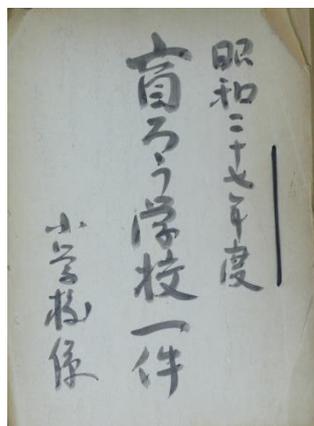
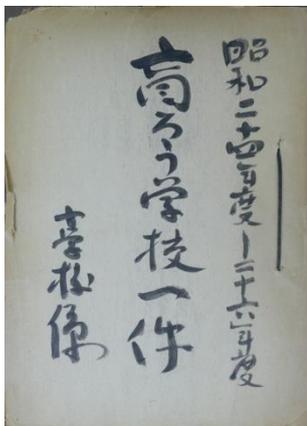


▲広島皆実高等学校学則 (案)

▲学則 (案) 提出校一覧

4-3 盲・ろう養護学校に関する資料（教育委員会事務局文書 344）

昭和 22（1947）年 4 月 1 日施行の学校教育法により、旧制度で設置されていた広島県立盲学校、広島県立ろう学校も義務制実施により 6・3・3 制が確立し、昭和 23（1948）年 5 月 3 日に新制高等学校と同様に広島県盲学校、広島県ろう学校が設置された。その後、広島県呉ろう学校（昭和 29 年）、広島県尾道ろう学校（昭和 30 年）が開校し、県内 3 校にろう学校が設置された。次いで、昭和 38（1963）年に広島県養護学校が設置され、ようやく県内の盲学校・ろう学校・養護学校が整えられた。平成 18（2006）年 6 月の改正学校教育法により、これまでの盲学校・ろう学校・養護学校は、平成 19（2007）年 4 月 1 日より、現在では特別支援学校として一本化されている。



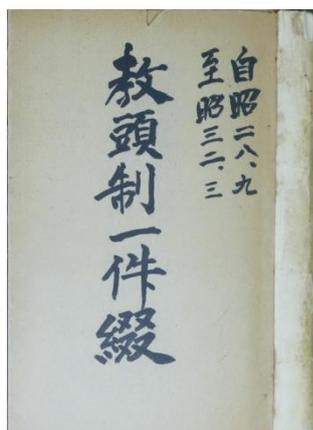
▲尾道ろう学校開校にかかる教育長礼文

5 学校管理関係文書（教頭制、充て指導主事）

学校における教頭は、明治以来の置かれている職である。しかし、戦後は法令上の位置付けはなされていなかった。しかしながら、学校においては引続き教頭は置かれており、校長を助ける教頭の重要性が認識されるとともに、その法的地位の確立が課題となった。昭和 32（1957）年 12 月の学校教育法施行規則の一部改正により、「教頭は、教諭を以って、これにあてる。」とされ、その職務は校長を助け、校務を整理する等の規程が新設された。しかし、「教頭は、教諭を以って、これにあてる。」の「あてる」の意義が必ずしも明確でなかったため、とりわけ公立学校の場合に、教頭は独立の職ではなく、教諭に教頭という特別の職務を付加する一種の職務命令として取り扱われたため、問題となった。そのため教頭が教諭とは別の独立した職としての法律上明確に位置付けようとする教頭法制化がとりくまれたが、昭和 49（1974）年 9 月に学校教育法の一部改正により、ようやく教頭が独立した職として設置され職務が規定された。

5-1 教頭制一件綴（教育委員会事務局文書 729 所収）

「教頭制一件綴」には、昭和 27（1952）年現在、教頭職の全国設置状況を調査し、既に教頭を設置している都道府県への視察など、教頭制の導入を見据えた教育委員会の取組状況が綴られ、一方で任命教頭制に異を唱える広島県高等学校教職員組合等からの決議文など、当時の状況が伺える資料である。



▲『中国新聞』
（昭和 32 年 3 月 30 日）

決議文

祖國再建に教育の担
 う役割の重大なるもの
 身と以て体懐し、また
 我々の言極限まで
 その月学人に基き、若
 かり時代と抱きあひ
 上の教育と本懐し
 志し教育の仕度た終り
 思ふが、我々の最も重視
 思力と情するもの
 日本を良き我と育て
 人類最大且つ最良の
 理念に基き、我々の志を
 確守し、我々に
 我々の志、現政府は憲法
 に基きわれ、く、の如
 教育と教育の申立は
 と後犯すものと、政治
 に対する批判と禁止し
 と、事たのみならず、
 教育委員会と企圖
 す、また、教育の中
 集核他と推進し、
 動も志し、現れ、また、

か、情勢の中、法
 規と教員、教員と、友
 が、教育により、意図、これ
 て、我々が、これ、右に、述
 へ、大日本、友、勤、他、と、方
 向、一、に、す、由、各、と、持、向
 の、を、われ、く、我、と、致
 道、一、難、を、す、も、あ、る
 廣、島、県、教、育、委、員、会、に、
 支、部、忠、海、分、会、は、こ、れ
 が、教、育、長、を、他、と、阻、害、し、
 引、こ、す、は、教、育、委、員、会、の
 振、興、に、好、し、く、か、ら、ぬ、新
 し、小、問、題、と、提、起、す、
 官、制、教、員、に、は、われ、く、の、長
 識、と、終、極、に、徹、し、て、断、学
 及、対、する、旨、を、に、他、心
 の、名、に、於、て、我、の、表、明
 す、

(中略)

▲広島県高等学校教職員組合竹原地区支部忠海分会から提出された決議文

5-2 充て指導主事（教育委員会事務局文書 635 所収）

指導主事とは、昭和 31（1956）年 10 月 1 日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によれば、次のように定められている。すなわち、教育委員会には「教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者」である指導主事を置かなくてはならず、「教員をもって充てることができる」としている。「充て指導主事」は、国の財政支援（国庫補助）による充て指導主事の配分人数などを、広島県教育委員会が調整して各市町村教育委員会へ配置したことが分かる資料である。

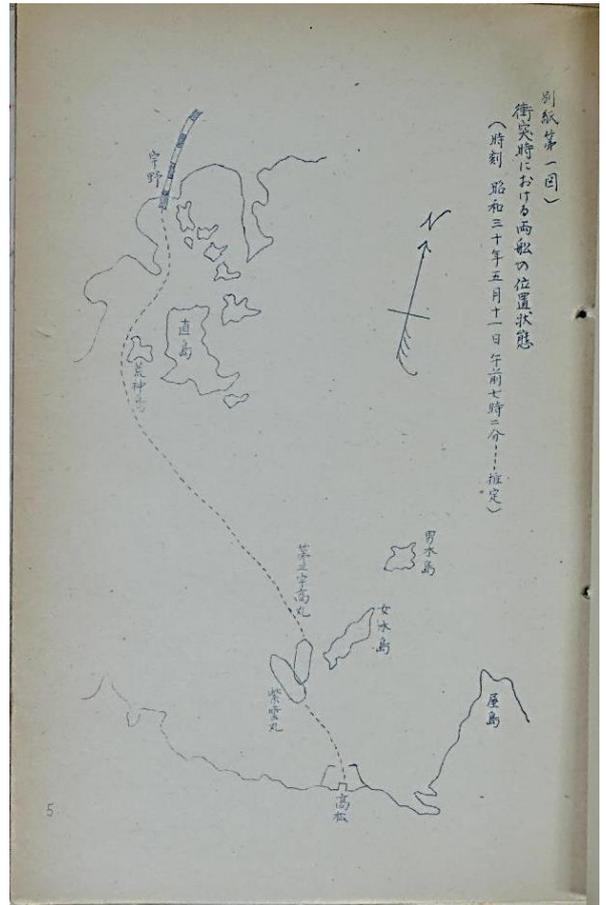
【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）】
 （指導主事その他の職員）
 第 18 条 都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。
 2 市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。
 3 指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。
 4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。）をもって充てることができる。
 5 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。
 6 技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。
 7 第一項及び第二項の職員は、教育委員会が任命する。
 8 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定するものとする。
 9 前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に関し必要な事項は、政令で定める。

6 修学旅行中の事故に関する文書

昭和30(1955)年5月11日に発生した紫雲丸事故は、日本国有鉄道(国鉄)の宇高連絡船紫雲丸が同じ宇高連絡船第三宇高丸(大型貨車運航船)と衝突し沈没し、168人に上る犠牲者を出した事故である。犠牲者のうち108人は修学旅行関係者であって、児童生徒は100人を数えた。

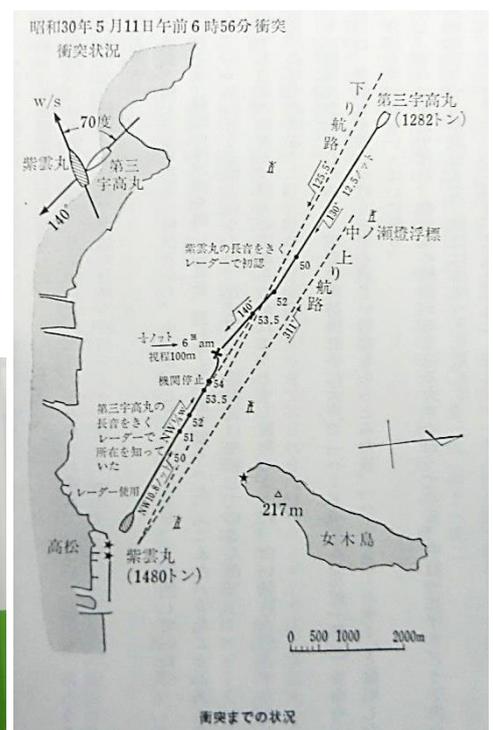
6-1 紫雲丸関係(教育委員会事務局文書713)

「紫雲丸関係」の「紫雲丸の沈没による豊田郡木江町立南小学校修学旅行団遭難記録」(広島県教育委員会)によると、広島県木江町立木江南小学校の修学旅行団は、紫雲丸事故による犠牲者は25人(児童22人、引率教員3人)であった。同船していた、愛媛県三芳町立庄内小学校(現西条市立庄内小学校)、高知県高知市立南海中学校、島根県松江市立川津小学校の児童生徒をあわせ、犠牲者は100人、そのうち女子が81人にのぼった。



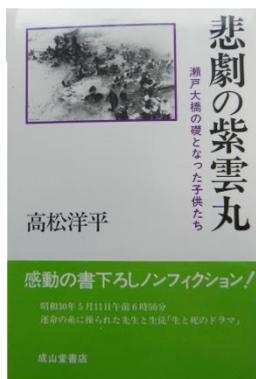
6-2 紫雲丸事故後の状況

昭和30年8月1日、紫雲丸遭難者合同慰霊法要「追悼のことば集」が発行された。紫雲丸事故後に宇高連絡船は人身事故を起こすことはなかったが、初夏から梅雨にかけての濃霧により度々停船勧告が出され、輸送上の障害となったために瀬戸大橋の建設機運が高まり、児島・坂出ルートが最初に建設されることにもつながる。また、紫雲丸事故や同年7月に発生した橋北中学校水難事故で、数多くの児童生徒が溺死する事態となったことから、文部省の指導などにより全国の小中学校に学校プールが設置され、小中学校の体育科目で水泳が必修となるなど大きな影響を与えている。



左『紫雲丸遭難者合同慰霊法要「追悼のことば集」』四国鉄道管理局総務部厚生課
昭和30年8月(教育委員会事務局文書713所収)

右『悲劇の紫雲丸 瀬戸大橋の礎となった子供たち』高松洋平
平成2年5月(長船友則氏収集資料200704-2508)



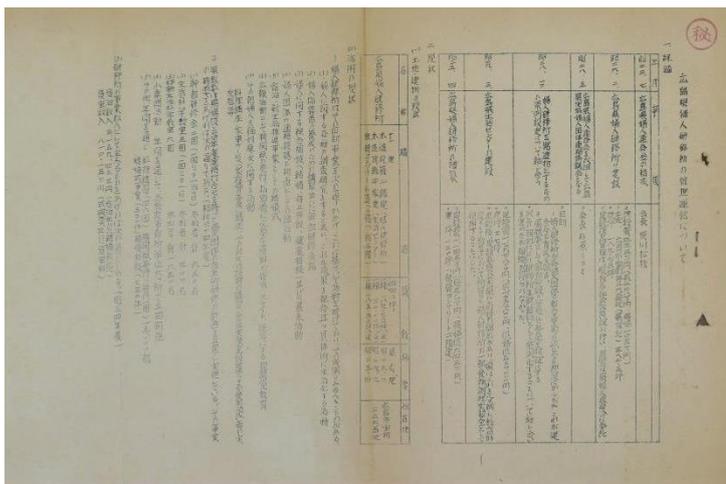
7 婦人会館設置に関する文書（広島県教育委員会事務局文書 354）

広島県婦人会館は昭和 26（1951）年 2 月 19 日に広島県婦人研修所として開所した。昭和 28 年 5 月には、これまで尽力してきた広島県婦人連合会が広島県地域婦人団体連絡協議会に改組され、協議会の活動により、生活センター、大ホールの設置や施設の増改築がすすめられた。

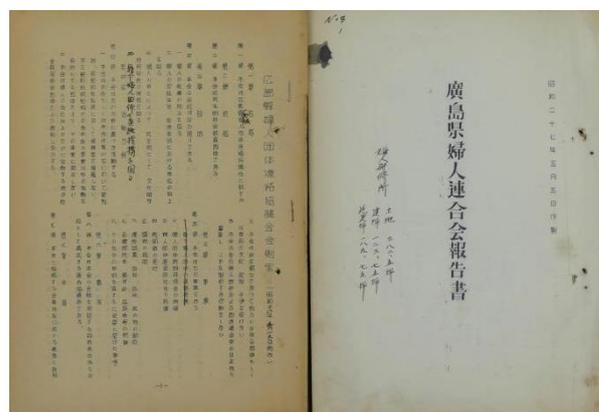
「広島県婦人研修所の管理運営について」には、昭和 23 年～昭和 35 年までの状況と今後の方針が示されている。また、「広島県婦人連合会報告書」（昭和 27 年 5 月）には、広島県婦人連合会の沿革・機構・会則などが示されている。「広島県（地域）婦人団体連絡協議会会則」第 2 条に「本会は民主的社會教育団体である」と定められている。



▲『婦人会館建設 20 年誌 FUJIN KIKAN』（県行政資料 W26319）
（昭和 32 年 3 月 30 日）



▲広島県婦人研修所の管理運営について



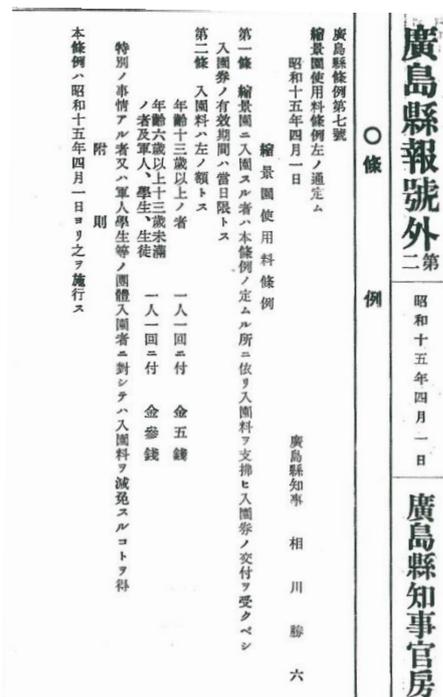
▲右 広島県婦人連合会報告書
左 広島県（地域）婦人団体連絡協議会

8 文化財の保護に関する文書

昭和 27 年 7 月に広島県文化財保護条例・広島県文化財専門委員に関する条例が制定され、文化財の調査と保存管理に関する事務は社会教育課文化係が取扱ったが、こうした動きに先立って、昭和 23（1948）年より名勝縮景園の復旧が進められた。

8-1 縮景園広島県へ寄付

縮景園は元和 6（1620）年浅野長晟により築かれた庭園であり、中国の西湖を模して、それを縮景したと伝えられる。昭和 15（1940）年 4 月に浅野家から広島県へ寄付され、県が管理することとなった。同年 7 月 17 日に国の名勝に指定された。昭和 15（1940）年 4 月 1 日に「縮景園使用料条例」が制定され、「13 歳以上の者 5 銭」「6 歳以上 13 歳未満の者及び軍人、学生、生徒 3 銭」と入園料が決定された。軍人が入園料の減免対象にあったことは時代を反映している。平成 30（2018）年現在は、一般 200 円、高・大学生 150 円、小・中学生 100 円である。

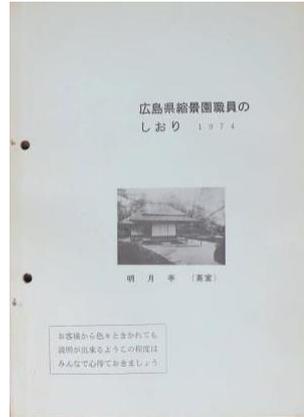
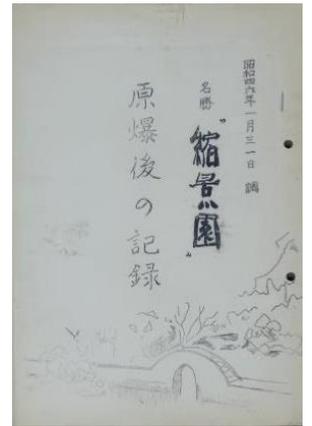


▲広島県報号外（第 2）
（複製資料 P9110-C409）

8-2 縮景園の復元および管理

縮景園環境保全（教育委員会事務局文書 228）

戦後の縮景園は、昭和 23 年より復旧工事が進められ、昭和 26（1951）年 4 月 6 日、園内施設は未完成のままであったが、開園することになった。昭和 36（1961）年に正門、ついで清風館と復旧工事が進められ、昭和 49 年 11 月に名月亭が復原され、名勝庭園としての復旧は完成した。昭和 43 年 6 月の「要覧」には昭和 39 年 10 月に清風館の復元が完了されたとある。昭和 46 年 1 月の「名勝縮景園原爆後の記録」には昭和 24 年～昭和 46 年までの縮景園日誌が掲載され、この間の縮景園への来園者などを知ることができる。昭和 49 年の「広島県縮景園職員のおしおり」表紙には、「お客様から色々ときかかれても説明が出来るようこの程度はみんなまで心得ておきましょう」とあり、縮景園職員として姿勢が示されている。



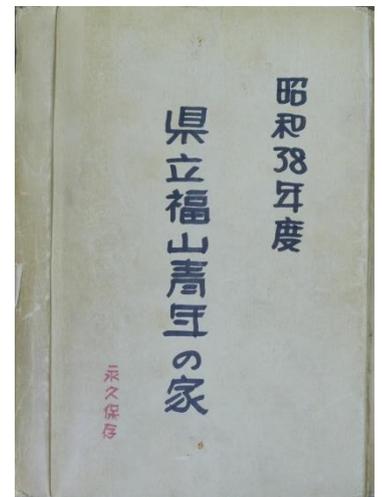
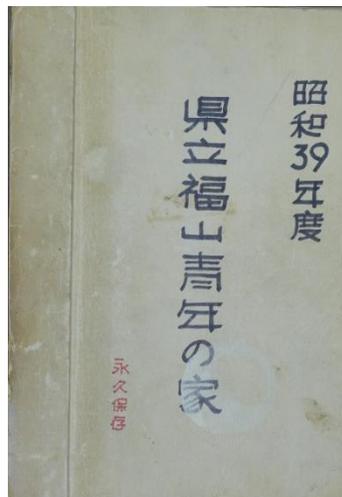
9 社会教育施設の整備

昭和 24（1949）年 6 月 10 日の社会教育法の制定を受け、広島県では同年 11 月 18 日の条例制定により広島県社会教育委員が設置された。社会教育委員の活動により、公民館を含む社会教育施設の整備が進められた。

9-1 福山青年の家設置

（教育委員会事務局文書 355）

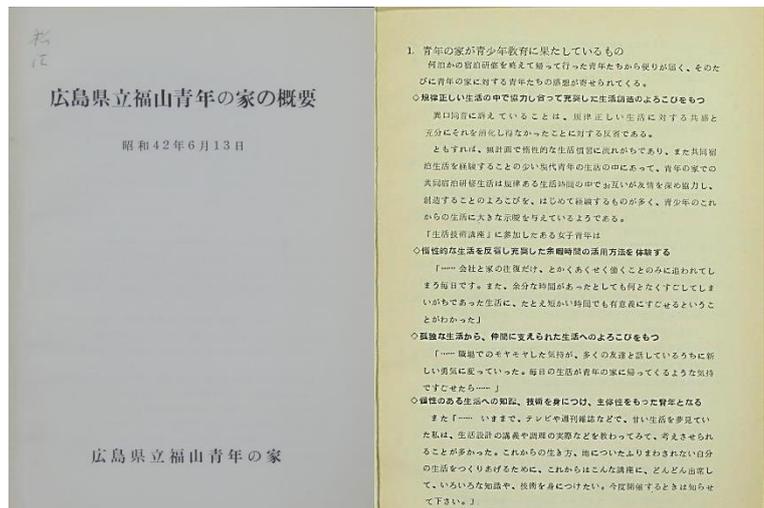
昭和 30 年代になり、青少年の健全育成を図るために、集団生活を営み、お互いに切磋琢磨することができる場所の設置が強調されるようになると、昭和 39（1964）年 10 月 25 日に広島県立福山青年の家が設置された。福山青年の家の建設は、建設予定地に防空壕 4 本が発見されたため、昭和 38 年の完成予定であったが、次年度へ遅延した。



9-2 広島県立福山青年の家の概要

（県行政資料 3050-01-2050）

昭和 42（1977）年の概要には、利用団体数 541→775（S40→S41）利用者数 16,656 人→19,326 人（S40→S41）の実績が報告されており、施設利用が進んでいる。「青年の家が青少年教育に果たしているもの」として、7 点指摘されている。

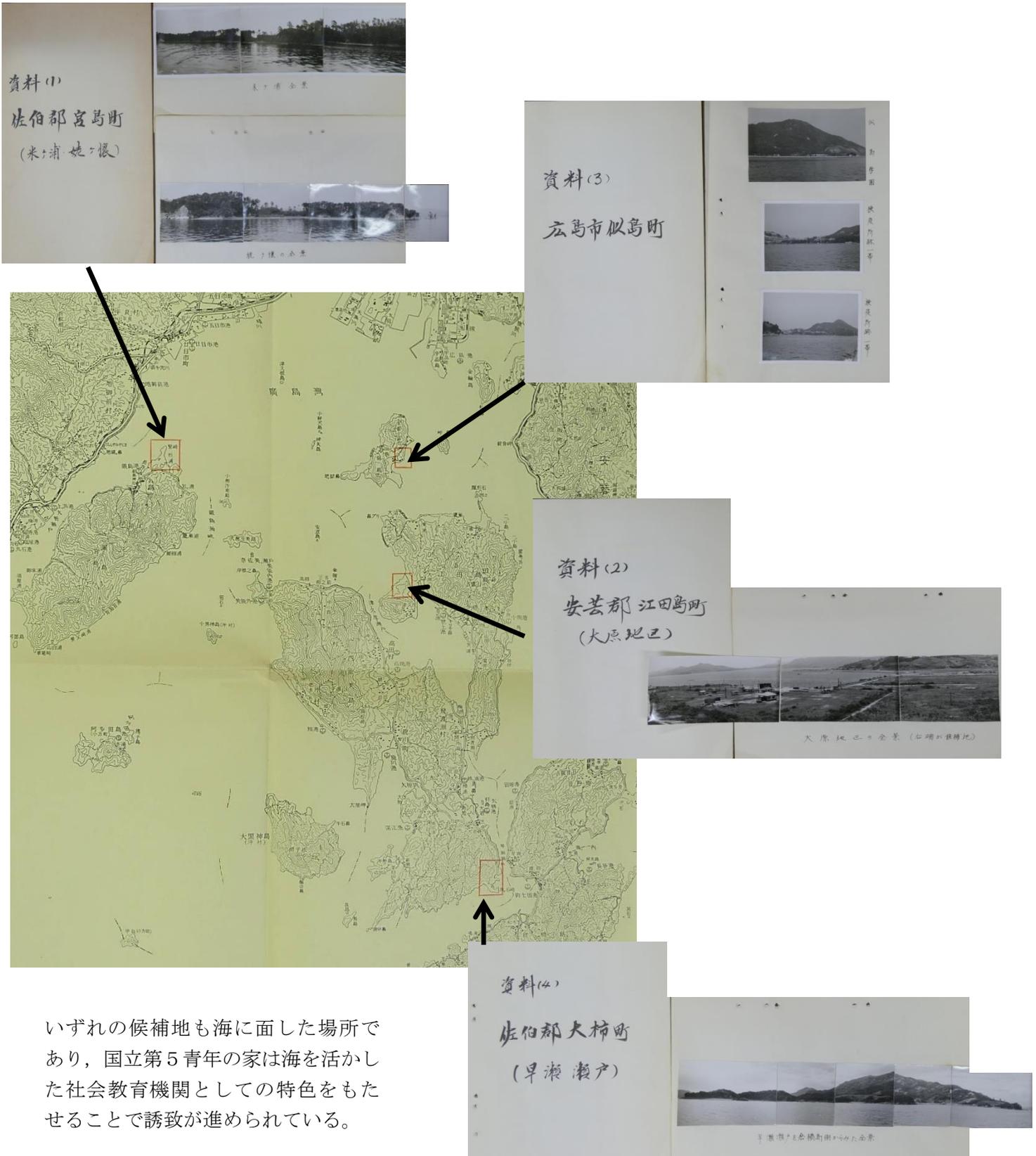


10 国立第5青年の家誘致に関する文書

現在の国立江田島青少年交流の家の前身となる国立第5青年の家は昭和43(1968)年2月に業務を開始している。全国5番目となる青年の家の設置は、いうまでもなく国への働きかけなくしては誘致できない。第2次・第3次池田勇人内閣の文部大臣を務めた灘尾弘吉の働きかけがあったことは想像に難くない。

10-1 国立第5青年の家4候補地(教育委員会事務局文書125所収)

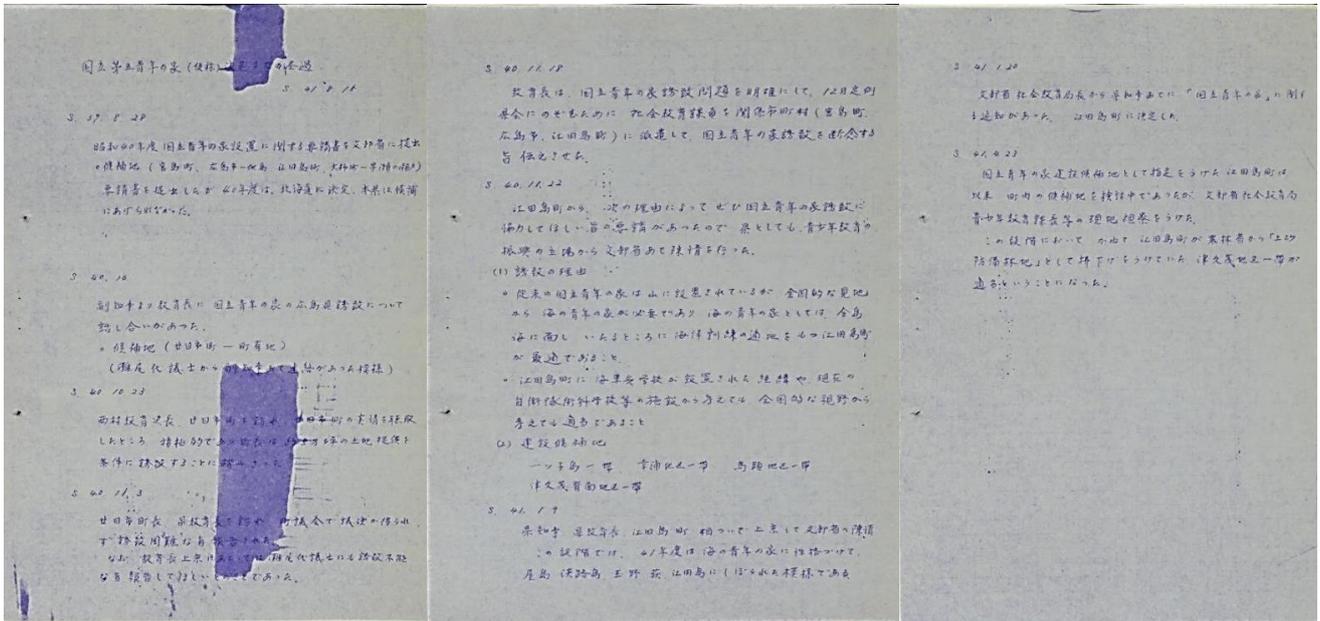
「国立第5青年の家図面等」には、写真資料として、昭和39年の誘致申請の際の4候補地の写真が綴られている。4候補地とは、佐伯郡宮島町(米ヶ浦 姥ヶ懐)、安芸郡江田島町(大原地区)、広島市似島、佐伯郡大柿町(早瀬瀬戸)である。この候補地以外に町有地の提供が可能な廿日市町も候補地として挙げられていた。



いずれの候補地も海に面した場所であり、国立第5青年の家は海を活かした社会教育機関としての特色をもたせることで誘致が進められている。

10-2 国立第5青年の家（仮称）について（教育委員会事務局文書 126 所収）

「国立第5青年の家予備資料」には、広島県教育委員会作成の「国立第5青年の家（仮称）について」があり、昭和39（1964）年8月28日～昭和41（1966）年4月23日の経緯が示されている。これによると、昭和39年からその誘致に向けての取組により、県内4候補地案がまとめられたが、昭和40年度は北海道に決定した。昭和40年度にも誘致を陳情するも、同年11月18日には断念したことが関係市町村へ伝えられた。しかし、11月22日には江田島町からの再度誘致要請があり、昭和41年1月26日に文部省社会教育局長から県知事宛に「国立青年の家」に関する通知があり、これにより江田島町に決定した。その後町内の候補地の中から津久茂背面地区一帯が候補地として決定されたことが分かる。

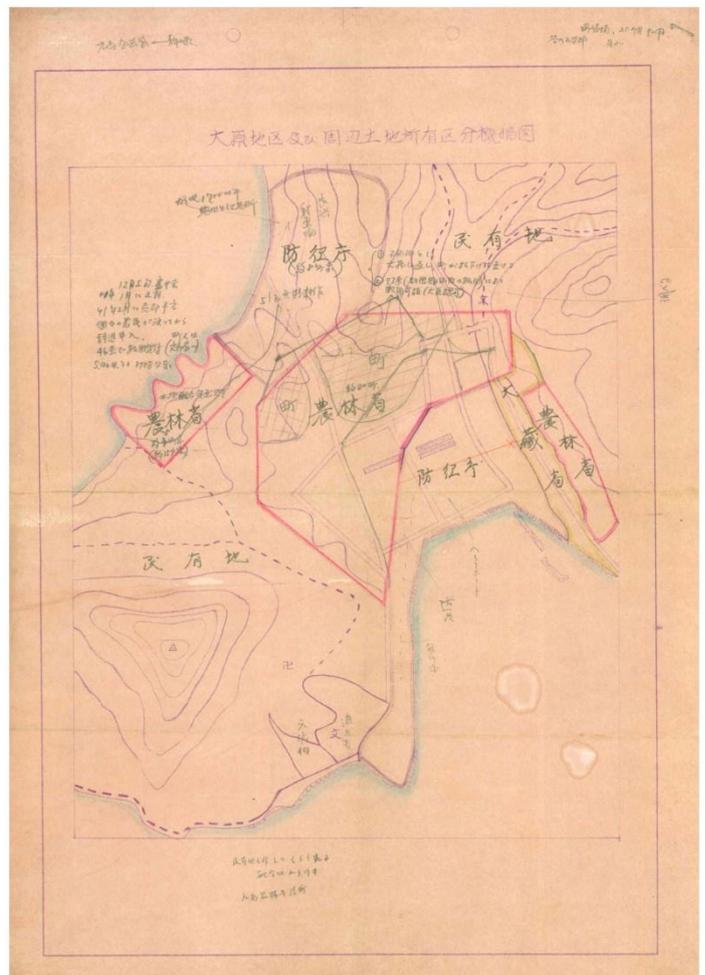
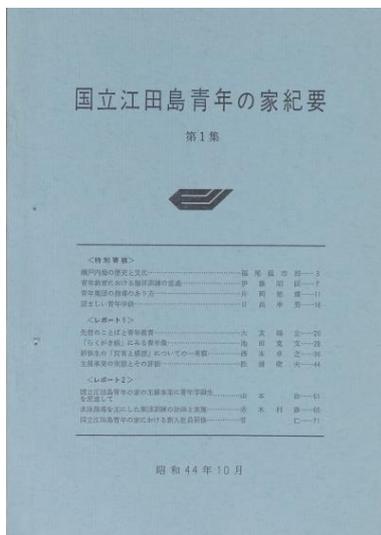


10-3 大原地区及び周辺土地所有区分概要（教育委員会事務局文書 126 所収）

大原地区及び周辺土地所有区分概要図には、防衛庁（現防衛省）、農林省、大蔵省（現財務省）や農林局など官有地が大半を占めている。

10-4 国立江田島青年の家紀要第1集
（県行政文書 S01-2002-1352 所収）

創刊のことばには1年半の活動の成果と「海洋訓練施設をもつ社会教育機関」としての成長を期待することが記されている。



年月日	広島県の教育に関する主な事項
1945年 昭和20年 12月18日	広島県内政部に社会教育課設置
1946年 昭和21年 2月1日	広島県教育民生部設置（学校教育課・社会教育課・体育課）
5月1日	教職員の適格審査について（通牒）
11月18日	広島県教育民生部→広島県教育部（学務課・社会教育課・体育課）へ組織改革
1947年 昭和22年 4月	新制中学校発足
1948年 昭和23年 2月1日	第1回広島県学校復興宝くじ発行（抽選会3月7日）
4月27日	新制高等学校設置広島県準備委員会より新制高等学校設置について県知事へ答申
5月3日	新制高等学校発足（県立53校，市町村立21校，私立31校）
7月1日	公立学校共済組合設立
7月1日	広島県婦人連合会結成
10月5日	第1回広島県教育委員会委員選挙（定数7人，内議員1人）
10月31日	広島県教育部廃止
11月1日	広島県教育委員会発足（梶川裕教育長に就任） 広島県教育委員会事務局組織（7課1室14出張所）
1949年 昭和24年 1月15日	広島県軍政部長クロワード（T. M. Cloward）中佐 「中学校・高等学校の編成と成人教育について」勧告
3月11日	広島県軍政部長クロワード中佐「高等学校再編成について」勧告
4月30日	高等学校再編成（県立42校，市町村立4校・・・5月9日開校）
5月13日	広島県公立高等学校通学区域に関する規則制定（46学区）
9月16日	広島県教育委員会事務局組織改革（4課1室）
10月26日	第2回広島県学校復興宝くじ発行（広島県教育宝くじ）（抽選会12月3日）
11月	『広島県教育時報』創刊
11月	中国地方および広島県軍政部民間情報教育担当官（後の民間教育担当官） エヴァンス（L. L. Evance）勧告により高等学校5日制採用
1950年 昭和25年 3月16日	広島県学校教育法施行細則施行
8月20日	広島県教育委員会事務局組織改革（施設課新設，5課1室）
11月10日	第2回広島県教育委員会委員選挙
1951年 昭和26年 2月19日	婦人研修所開所
4月6日	縮景園開園
11月3日	広島県児童図書館設置
12月8日	広島県教育研修所設置
1952年 昭和27年 7月26日	広島県文化財保護条例・広島県文化財専門委員に関する条例公布
10月5日	第3回広島県教育委員会委員選挙
11月1日	市町村教育委員会発足
11月1日	広島県教育委員会事務局組織改革（保健体育課新設，調査室→調査課，7課）
1953年 昭和28年 2月3日	広島県高等学校定時制課程運営基準制定
3月1日	公立高等学校入学者選抜学力検査の統一（必修5教科・選択3教科の学力検査実施）
4月1日	高等学校5日制を廃止し，6日制実施
6月23日	広島県立高等学校学則制定
10月20日	広島県高等学校通信教育に関する規則制定
11月1日	学制発布80周年記念式典挙行

年月日		広島県の教育に関する主な事項
1954年 昭和29年	1月26日	広島県立学校職員服務規定制定
	3月31日	『広島県教育八十年誌』発行
	4月1日	広島県児童図書館を広島県立図書館に改称
	5月1日	広島県教育委員会事務局組織改革（総務課+調査課=総務調査課，6課）
	8月17日	公立学校共済組合広島宿泊所「安芸路荘」開設
1955年 昭和30年	1月18日	学校教育法施行規則全部改正
	1月31日	公立高等学校通学区域規則改正
	3月	公立高等学校入学者選抜学力検査実施教科変更（必修6教科，選択2教科の学力検査実施）
	4月30日	第4回広島県教育委員会委員選挙（補欠）
	5月11日	紫雲丸沈没事故
1956年 昭和31年	3月1日	広島市内公立高校（5校）1学区の総合選抜方法採用
	3月31日	広島県立盲学校・ろう学校及び養護学校の学則制定
	8月1日	15出張所→8教育事務所設置（広島，賀茂，可部，高田，豊田，尾道，福山，三次）
	10月1日	地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行
	10月1日	広島県教育委員会委員の公選制を廃止し，任命制へ改正（教育委員5人）
1957年 昭和32年	11月1日	広島県教育委員会事務局（6課36係）
	3月	公立高等学校入学者選抜学力検査実施必修6教科，選択2教科
	3月29日	広島県立高等学校等管理規則制定
	10月18日	広島県立高等学校通信教育に関する規則改正
	10月23日	塩町高等学校生徒，修学旅行中十国峠（静岡県熱海市）でバス転落事故（重軽傷29人）
1958年 昭和33年	4月28日	勤務評定実施を広島県教育委員会議決
	5月1日	広島県立学校職員の勤務評定に関する訓令制定
	11月1日	教育委員会制度10周年記念式挙行
1959年 昭和34年	5月1日	8教育事務所を広島・海田・可部・三原・福山・三次の6事務所に改組
1960年 昭和35年	4月	広島県立図書館移転開館
1961年 昭和36年	4月1日	高等学校生活科を家政科に改称
	7月18日	公立学校共済組合中国中央病院開設
	9月	公立高等学校通学区域を全面改訂（4学区）
	12月11日	文化船「ひまわり」進水（昭和37年4月就航）
1962年 昭和37年	4月1日	公立高等学校新学区制施行（県内4学区）
	4月1日	広島県立体育館設置（6月2日開館式）
	4月1日	広島県立理科教育センター設置
	4月1日	広島県高等学校管理規則等の一部改正 高等学校の通常課程を全日制課程，通信教育部を通信課程に改称
	5月1日	広島県教育委員会事務局組織改革（福利課新設，7課）
1963年 昭和38年	12月24日	広島県高等学校教育課程編成基準を定める
	3月	公立高等学校入学者選抜学力検査9教科に変更
	1964年 昭和39年	5月1日
	10月20日	広島県立福山青年の家開所

年月日	広島県の教育に関する主な事項
1965年 昭和40年 8月7日	広島県立屋内プール落成式
1966年 昭和41年 7月1日	広島県立商業教育センター設置
1967年 昭和42年 4月1日	広島県教育委員会事務局組織改革 (学事課→高校教育課+義務教育課, 総務調査課→総務課, 8課)
8月1日	広島県教育委員会社会教育課に同和教育係設置
1968年 昭和43年 7月22日	国立江田島青年の家開所式
9月1日	「ひろしまの教育」創刊
9月21日	広島県立美術館落成式(昭和43年4月1日設置)
10月1日	広島県立高等学校の名称に広島県立を冠称
11月22日	公立学校共済組合広島宿泊所「せとうち苑」開設
1969年 昭和44年 5月1日	広島県教育委員会事務局教育次長2人制
1970年 昭和45年 3月	公立高等学校入学者選抜学力検査実施方法の変更
4月1日	広島県教育委員会指導課に同和教育係設置
1971年 昭和46年 4月1日	広島県教育委員会事務局組織改革(同和教育指導室新設, 8課1室)
11月1日	広島県立七塚原青年の家設置(12月1日オープン)
1972年 昭和47年 4月1日	広島県教育委員会事務局組織改革(文化財保護室新設, 8課2室)
7月1日	広島県教育職員互助組合を財団法人広島県教育職員互助組合に改組
11月1日	広島県立教育センター設置(10月31日広島県教育研究所廃止)
11月25日	広島県立高等学校教育課程編成基準を定める
1973年 昭和48年 5月1日	文化財保護室分室草戸千軒町遺跡調査室開設
6月1日	広島県立少年自然の家設置
1975年 昭和50年 3月	公立高等学校入学者選抜学力検査5教科に削減
8月29日	広島県公立高等学校通学区域に関する規則改正(4学区→14学区)
1976年 昭和51年 3月29日	広島県文化財保護条例全面改正公布
4月1日	広島県教育委員会事務局組織改革(次長制→部長制, 2部10課)
4月1日	公立高等学校新学区制施行(14学区)
4月1日	広島県立草戸千軒町遺跡調査研究所設置
4月1日	広島県立高等学校等管理規則一部改正(主任制の制度化, 昭和51年5月1日施行)
9月10日	広島県立みよし風土記の丘仮オープン
1977年 昭和52年 4月1日	広島県教育委員会事務局組織改革(心身障害児教育室新設, 2部10課1室)
12月31日	広島県立商業教育センター廃止
1978年 昭和53年 6月1日	財団法人広島県埋蔵文化財調査センター設置
11月2日	教育委員会制度30周年記念式挙行

※年表は、教育委員会事務局関係、県立高等学校など、展示に関する事項を中心に掲載しています。

主な参考文献

- 『広島県教育八十年誌』広島県教育委員会 昭和29年3月
- 『広島市立学校志』広島市教育委員会 昭和39年12月
- 『広島県立学校沿革』広島県教育委員会 昭和47年3月
- 『広島県教育委員会三十年の歩み』広島県教育委員会 昭和54年3月
- 『広島市学校教育史』広島市教育センター 平成2年3月
- 『広島県教育委員会六十年の歩み』広島県教育委員会 平成20年11月